

平成26年10月20日から  
平成26年10月20日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

### 第1号（10月20日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第50号 機械機具の取得について	5
議案第51号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び 勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
閉議の宣告	11
閉会の宣告	11

# 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成26年10月20日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第50号 機械機具の取得について
- 第 5 議案第51号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席議員（14名）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君   | 2番 長尾 式宮 君  |
| 3番 菊地 誠道 君   | 4番 本多 耕平 君  |
| 5番 林 博 君     | 6番 黒沼 俊幸 君  |
| 7番 後藤 勲 君    | 8番 舘田 賢治 君  |
| 9番 鈴木 裕美 君   | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君  | 12番 深見 迪 君  |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |          |         |
|----------|---------|
| 町 長      | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長    | 森山 豊 君  |
| 総務課 長    | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長  | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長    | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長    | 中村 義人 君 |
| 住民課 長    | 佐藤 吉彦 君 |
| 住民課 参事   | 蛭田 和雄 君 |
| 住民課 参事   | 松本 修 君  |
| 農業企画係 長  | 多津美 悟 君 |
| 農委事務局次 長 | 村山 裕次 君 |
| 育成牧場 長   | 類瀬 光信 君 |

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

水道課長	妹尾茂樹君
建設課長	井上栄君
町立病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
教委管理課長	高橋則義君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	小野寺一信君

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成26年標茶町議会第3回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

### ◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
7番・後藤君、 8番・舘田君、 9番・鈴木君  
を指名いたします。

### ◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

### ◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、特別職及び教育長の給与減額の特例措置期限が今年21日までとなっており、特例措置を再度継続するため、「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正」および「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正」について、並びに「標茶終末処理場の汚泥コンポスト施設の機械機具購入契約について」議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、4点について補足をいたします。

1点目は、株式会社TACS標茶の施設の着工についてであります。

標茶町農業協同組合並びに雪印種苗株式会社とともに設立した、株式会社TACSしべちの生産施設の建設工事が開始されましたのでご報告申し上げます。

TACSしべちでは、国の強い農業づくり事業を活用し、フリーストール牛舎、搾乳棟、スラリータンクやバンカーサイロなどを新設整備する計画で、去る9月11日、準備が整い、多くの関係者列席のもと、地鎮祭が執り行われ、建設工事に着手いたしました。今後、来年2月27日を目途に工事が進められ、平成27年度からの生乳生産開始を目指し、もろもろの準備が進められているところであります。

TACSしべちの取組みは、本町酪農の将来展望にとって極めて重要で、雪印種苗さんがこれまで蓄積してこられたノウハウを生かし新たな経営モデルを発信するとともに、新規就農者などの担い手育成の役割など大きな期待を寄せているところであり、これからも関係者と連携を密にしながら事業成果の達成に向け努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目は、標茶町産業まつりの開催についてであります。

去る9月14日、釧路川標茶緑地公園内特設会場で第41回標茶町産業まつりが、JAしべち高取組合長を実行委員長とする実行委員会の主催により開催されました。

当日は、空模様が心配されるなかではありましたが、標中・標高プラスバンド部による演奏で幕を開け、餅まきや牧草ロールころがしなどのイベントや一組と二人のゲストタレントによるショーに歓声が起こり、一方では星空の黒牛の焼肉や、出店者によるさまざまな「食」が提供されましたが、どれも好評で当日販売分はお昼前後に次々と完売となる盛況でした。町内外から多くの皆様にご来場いただき、活気にあふれ、まさにふるさと標茶での楽しいひとときを送っていただけたものと感じております。

開催に当たり準備等いろいろな場面でご協力いただきました実行委員、ボランティアスタッフの皆様とご来場の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

3点目は、緊急時における輸送業務に関する協定の締結についてであります。

去る、10月6日に標茶町と一般社団法人釧根地区トラック協会川上支部との間で「緊急時における輸送業務に関する協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

今回の協定は、標茶町として災害等に関して8団体目となる協定であります。

近年、日本列島は異常気象による大規模災害が多く発生しており、トラック協会では全道規模で各市町村と連携強化を図り、緊急時の輸送業に関する協定締結を進めているところであり、今回地元釧根地区トラック協会川上支部から本町へ協定のご提案をいただき、締結の運びとなったものであります。

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

今回の協定により、地震等災害発生時の町内給水作業、物資輸送などの生活、産業機能の確保やライフライン復旧のための資機材輸送支援体制などが確保されたことは、災害に強い町を目指す標茶町として、大変有意義であり、釧根地区トラック協会川上支部の皆さんに感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

4点目は、町立病院小児科外来の診療日数の拡大についてであります。

このたび、町立病院小児科外来の診療日数を拡大することとなりましたので、ご報告いたします。

ご承知のとおり、町立病院の小児科外来は、毎週火曜日と毎月1回水曜日を加えた診療を行っております。

小児科で実施しております、ヒブ、肺炎球菌、BCG、MR、四種混合ワクチン等各種予防接種のほか、今月からインフルエンザワクチン予防接種が始まりますことから、小児科一般患者の診療時間を確保するため、かねてより医師派遣元であります旭川医大小児科医局へ診療日数の拡大について要請してまいりました結果、前年度と同じく来年3月までの6ヶ月間、医師を毎月1日、延べ6日の追加診療派遣をいただくこととなりました。

医師派遣をいただきます旭川医大小児科医局のご理解とご協力に感謝いたしますとともに、来年度の診療体制については改めて協議することになっており、診療日数の拡大について今後も引き続き、要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、今臨時会にあたっての行政報告とかえさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） ただ今の口頭による行政報告につきまして簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

### ◎議案第50号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第50号を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶終末処理場で発生した汚泥を有効利用するための、汚泥コンポスト施設の汚泥切板機・コンポストターナーが15年経過し、根幹をなす部品であるオーガフィンとサイドスクリー、これは汚泥をかき混ぜパイルを形成する部品ですが、この部品の健全度が低下し、更新の必要が生じたことから更新を行うもので、地方自治法第96条第1項

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以下内容について、議案説明資料とあわせてご説明いたします。

議案第50号 機械機具の取得について

町は、下記の機械機具を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

- 1、取得機械機具の名称及び数量 コンポストターナー 1台
- 2、規格及び型式 自走式スクリーパドル切板機  
パイル寸法 幅5メートル×高2.5メートル  
処理能力最大 4,000・/h

議案説明資料1ページをお開き下さい。

見積業者は緑産株式会社の1社で、見積合せ執行日は平成26年10月15日です。

- 3、取得予定価格 6,696万円
- 4、取得の相手方 相模原市中央区田名3334番地の5  
緑産株式会社 代表取締役 小菅 勝治

納品期限は平成26年12月26日。

新規・更新の別は更新です。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） まず一つ目にお聞ききたいことは、予算の関係ですけれども年度当初に26年度の下水道整備費の18節に備品購入費とありますが、それが6,800万円とあったのですがこのことなのかが、まず1点。

続いてこの機械が、私が聞きもらしたのかもしれないのですが何年に入れたということもお聞きしたいと思います。更にかかなりの能力があるようですが、終末処理場の方から1カ月といいますか、1日といいますか、どのくらいの量が持ち込まれているのか。

それとさらにですね、先般、所管調査のことで大規模のほうに行ったときにですね、育成牧場にいったときにですね、この機械が多分更新される機械だろうというふうに理解はしてきたわけですけれども、あれが備品ということになるのか、今度は自走式というふうに書いてありますから車両ということになるのか。どちらのほうに機具の位置づけをしておられるのか。それによっては財産の関係でこのターナーの機械が明示されておられないので、この機械については所管は水道課ですけれども、機械の備品といいますか在庫といいますかそれはどのような財産区分になっているのか。以上の点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。1点目の予算に関しては備品購入費に計上しているその予算でございます。

それから、2点目につきまして、これは何年度に購入したものかということでありませうけれども、これは平成10年度でございます。

それと3点目の汚泥の搬出量につきましては、昨年596トン搬出しておりますので、一日平均約3トンになります。

それと備品となるかどうかということでございますが、今回更新するコンポストターナーは標茶終末処理場の汚泥処理施設の中の設備の一つでございます。それでたまたまこの機械が自走するというので、機械器具の購入ということで計上してございますけれども、通常の下水終末処理場の設備というのは、ほとんど自走するものはございません。これは特別なことでございます。財産といたしましては、あくまでも処理場設備の一つでございます。処理場の設備の中で管理しておりますので、自走式の機械ではありながら一般的な財産とかそういうものとは違うということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 繰り返しますけれども、私は機械がですね本来であればこの説明資料の中に、写真などをつけてもらえれば実に良かったと思うのですけれども。私は多分あれではないかな、多分と言ったらまことに申し訳ないのですが。場長のほうにちょっとお聞きしますけれども、堆肥舎といいますか、2棟ありましたけれどもあの中に育成のほうから出てくる厩肥を積み上げておりましたけれども、そこに緑色のタイヤのついた機械がありましたけれどもあれがこの機械だと理解してよいのですね。イエス、ノーで良いのですけれども。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） ただいま本多議員おっしゃったとおり、先日見ていただいた3棟の施設の中の一つに入っていた緑色の機械が、いわゆるコンポストターナーというものでございます。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） もう少し実はこれについて質問したいのですけれど、残り一回ですから残念なのですけれど、後ほどの機会にお聞きしたいと思いますけれども。

日量3トンの汚泥処理、確かに終末処理場から出るものを有効利用していくのだというその考え方は、もちろん良としなければならないわけですけれども。しかしながら金額が金額でございます。さらにですねこの内容を見ますと、見積もり業者が1社ですし、どうしてもこの機械でなければだめなのかなという、私はちょっと実は疑問を持ったところでございます。そんな意味でさらにこの切板機がかなり減るということは、私どもも、いろんな機械を使っていますけれども、パーク堆肥を攪拌するということはかなり刃が減るわけですよ。そんなことで、本当にこういう方式でしか、あるいはこのような機械しか上手な廃棄物といいますか、それを有効利用する方法しかないのかなということだけ、今回

お聞きしたいと思いますが。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。この汚泥コンポスト施設につきましては平成10年に下水道事業のほうで汚泥処理施設の一部として建設しております。その際にどういう方法でやるのが一番いいかということで、建設費は国の補助がもらえます。今回当然機械買いかえも更新ということで行いますので、国の補助金がもらえます。ですから私どもが一番、そういう施設を建設するときに考えているのが建設費と維持管理費あわせのトータルコストでどれが一番安いか。特に維持管理費の場合、町単費、いってみれば下水道料金をもらって運営していくわけですから、全額町単費になってしまいます。ということでこれは下水処理場が続く限りずっと、永久的に使うものでございますのでそういう長い年月で考えたときに、町の負担が一番軽くなるのがどういう方式がいいかということで検討した結果、今回の自走式のターナーがいいのではないかとということで採用して建設しておりますということでご理解いただきと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 2点ほど質問いたします。1点目は今度新しく購入される機械というのは処理能力等、記入されていますが現在使っているものと比べてグレードというのは同等のものなのかどうかはまず1点。

もう一つは更新するということで、現在の機械は多分処分されるかと思うのですけれど、それに対して下取り等の金額がついてないのかをうかがいたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。現在の機種は既に製造中止になってしまっていて、能力的にはそれより若干大きい機械になっております。それと更新したあとの現在の機械の処分の方法でございますが、これにつきましては発生品ということで、新しい機械が入ったあとにですね、私どものほうで、去年更新しました脱水機ですと自走ではないので、スクラップ業者から見積もりをとって高いところに売却したわけですが、今回、自走式なのでその辺が同じようなスクラップ業者だけなのか、それともどうということになるかわかりませんが、処分ということで売却いたします。その売却金額の購入したときの国費相当分、パーセントでですね、それを国庫に返還ということになります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

8番・舘田君。

○8番（舘田賢治君） 1つだけ、今、下取りの関係がわかったのですけれども、これは事業で入れるとどんな補助事業の形態になるのですか。例えば借入れの関係もひっくるめてですね。このコンポストターナー、補助率がどのくらいで、それから補助残についてはどういう形になっていくのか。そして下取りの部分については国費の分に相当する入ってきた分が引かれるということなのでしょうけれども、売った分はお返しするということだ

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

と思うのですけれど。新しく買われる機械の事業の経費の配分を教えてください。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。これは下水処理場の場合、いろいろな設備がございます。例えば、受変電設備ですとかあるいはポンプ設備、それから水処理設備、その中の汚泥処理設備の更新ということでございます。汚泥処理設備につきましては国庫補助金の額が建設費の55%、ですから今回の仮契約の55%が交付金ということで、国から入ってきます。残りにつきましては下水道債の対象ということで、下水道債を借りての購入となります。あくまでも発生品ということですので、例えば鉄だけのスクラップだけの評価となりますと、例えば10万円とかなりますと平成10年の建設時も補助率が55%でしたので、10万円で売却されたとすると5万5,000円を国庫のほうに返すこととなります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 単純な質問ですが、取得の相手方が相模原市になっておりますが、道内ではこのコンポストターナーというのは製造していないものなのか、それを聞きたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。この機械につきましては日本国内では製造がされておられません。ドイツ製でございますけれども日本における輸入代理店がこの緑産1社しかございません。その本社が相模原市ということでございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は、原案可決されました。

### ◎議案第51号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第51号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第51号の提案の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年11月の第5回臨時会におきまして可決をいただきました、特別職及び教育長給与月額の特例措置の期限が今年10月21日までとなっておりますが、今日的情勢を勘案し、平成30年10月21日まで特例措置を再度継続するというものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第51号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

減額後の給与月額支給を4年間継続するというものであります。

附則に次の1項を加える。

9 平成26年10月22日から平成30年10月21日までの町長及び副町長の給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条の別表中「843,000」とあるのは「807,500」と、「700,000」とあるのは「670,100」とする。

（教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条改正と同様に教育長給与についても継続するというものであります。

附則に次の1項を加える。

7 平成26年10月22日から平成30年10月21日までの教育長の給料月額は、条例第2条の規定にかかわらず、「632,000」とあるのは「605,400」とする。

附則といたしまして、この条例は、平成26年10月22日から施行する。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は、原案可決されました。

### ◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

### ◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、平成26年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午前10時43分閉会）

平成26年標茶町議会第3回臨時会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 7番 後藤 勲

署名議員 8番 舘田賢治

署名議員 9番 鈴木裕美